

**断固拒否**



**えせ同和行為**

～正しい知識で毅然とした対応～

高知県・(公財)高知県人権啓発センター

## えせ同和行為とは

### ●えせ同和行為とはどのようなものですか

えせ同和行為とは、「同和問題はこわい問題である」という人々の誤った意識に乘じ、同和問題を口実にして、企業・個人や行政機関等に不当な利益や義務のないことを求める行為です。

具体的な要求としては、機関紙・図書等物品購入の強要、寄附金・賛助金の強要、下請への参加強要など様々な形態があります。

同和問題は国民の基本的な人権に関する重要な課題の一つであり、人権擁護機関をはじめ多くの人々が、その解決のため、長い間様々な啓発活動を行ってきました。

ところが、えせ同和行為は、不当な要求を受ける人々の人権を侵害しているだけでなく、県民の間に、同和問題に対する誤った意識を植え付け、新たな差別意識を生む大きな要因となっており、多くの人々が積み重ねてきた啓発活動の効果を一挙に覆すものであり、同和問題解決への道に逆行する行為といえるものです。

このようなえせ同和行為を排除するためには、不当な要求に対しては断固として拒否し、違法行為については法的な措置をとるなど、毅然とした態度をとることが重要です。

えせ同和行為に対して安易に応じることは、えせ同和行為の横行を許すだけでなく、結果的に、同和問題の解決を妨げることになるとの認識をもって対応することが必要です。

# えせ同和行為の実態①

(法務省:平成25年度中におけるえせ同和行為実態把握のためのアンケート調査結果より)

## ●被害率

被害率(違法・不当な要求を受けた事業所の割合)は、前回調査に比して11.5ポイント減少し、4.6%となっている。

また、1事業所が違法・不当な要求を受けた平均件数は、前回調査より0.3件増加し、2.1件となっている。

被害率及び1事業所当たりの要求件数

区 分	H26.1	H21.1
要求を受けた事業所数	204	482
被害率(%) (注1)	4.6	16.1
要求の総件数	437	849
1事業所当たりの要求件数 (注2)	2.1	1.8

(注1)「要求を受けた事業所数」を「回答事業所数」で除した比率

(注2)「要求の総件数」を「要求を受けた事業所数」で除した値

## ●従業員規模別の被害率

従業員規模の被害率は、従業員50人未満の事業所を除く全ての従業員規模で5%程度となっている。前回調査結果に比して従業員50人未満の事業所は4.2ポイント、100～300人未満の事業所は11.5ポイント減少している。

被 害 率 (従業員規模別) (%)

区 分	H26.1		H21.1	
	順位	被害率	順位	被害率
従業員規模				
50人未満	6	13.1	1	17.3
50～100人未満	5	5.0	3	15.8
100～300人未満	2	5.5	2	17.0
300～500人未満	1	5.7	5	9.9
500～1,000人未満	4	5.3	6	6.1
1,000人以上	3	5.4	4	10.3

## えせ同和行為の実態②

### ● 応諾率 (要求に対して、一部又は全部応じたと回答した事業所の割合)

業種別の応諾率は、銀行業で最も高く、前回調査に比して50.0ポイント増加している。一方で、前回1位を占めたマスコミ業は19.0ポイント減少し、前回2位を占めた製造業は4.9ポイント増加した。

応 諾 率 (業種別) (%)

区分 従業員規模	H26.1		H21.1	
	順位	応諾率	順位	応諾率
銀行業	1	50.0	9	-
卸売業	2	33.4	7	9.1
農業協同組合	3	33.3	4	13.6
製造業	4	20.0	2	15.1
建設業	5	11.7	3	15.0
サービス業	6	7.7	5	11.8
小売業	7	7.1	8	7.7
信用金庫・信用組合	8	-	9	-
生命保険業	8	-	9	-
損害保険業	8	-	9	-
運輸通信業	8	-	6	11.5
マスコミ業	8	-	1	19.0

(注) 「-」は回答した事業所がないことを意味する。

## えせ同和行為の実態③

### ●要求の種類

違法・不当な要求としては、依然として「機関紙・図書等物品購入の強要」が最も割合が高い。また「講演会・研修会への参加強要」は10.0ポイント増加し、「寄附金、賛助金の強要」は3.3ポイント減少した。

要求の種類

(%)

区分 要求の種類	H26.1		H21.1	
	順位	割合	順位	割合
機関紙・図書等物品購入の強要	1	74.0	1	73.0
寄附金・賛助金の強要	2	12.3	2	15.6
講演会・研修会への参加強要	2	12.3	8	2.3
下請への参加強要	4	10.3	3	5.8
機関紙等への広告掲載の強要	5	4.4	4	4.6
名簿の購入の強要	5	4.4	6	2.7
物品の寄附強要	7	2.5	5	3.5
契約締結の強要	8	1.5	10	0.8
融資の強要	9	1.0	9	1.0
債務の免除・猶予の強要	9	1.0	12	0.6
示談金の強要	11	0.5	6	2.7
職員への採用強要	11	0.5	13	0.2
口座開設の強要	13	-	15	-
着手金の強要	13	-	13	0.2
謝罪文の強要	13	-	10	0.8
その他・無回答	-	10.8	-	14.9

(注) 複数回答

## えせ同和行為の実態④

### ●要求の手口

要求の手口は、前回同様「執ように電話をかけてくる」が最も割合が高く、前回調査に比して4.8ポイント増加した。「同和問題を知っているかと言って脅す」は前回調査に比して8.1ポイント減少した。「大声で威嚇する」も前回調査に比して5.2ポイント減少したが、上位3位の手口に変化はみられない。

要求の手口

(%)

要求の種類	区分	H26.1		H21.1	
		順位	割合	順位	割合
執ように電話をかけてくる		1	55.4	1	50.6
同和問題を知っているかと言って脅す		2	40.7	2	48.8
大声で威嚇する		3	17.6	3	22.8
責任者に会わせろと言って脅す		4	13.2	4	11.8
事務所に多数で押し掛けると言って脅す		5	8.3	5	10.8
政治家との関係をほのめかす		6	2.9	6	8.5
糾弾するぞと言って脅す		7	2.0	8	3.7
社長等の自宅に押し掛けると言って脅す		7	2.0	8	3.7
官公署を使って圧力をかけると言って脅す		7	2.0	7	5.6
危害を加えると言って脅す		10	1.5	12	1.7
事務所に多数で押し掛ける		11	1.0	13	1.5
店外で拡声器を使って騒ぐと言って脅す		11	1.0	10	2.7
店外で拡声器を使って騒ぐ		13	0.5	15	0.2
マスコミに訴えると言って脅す		13	0.5	11	2.3
社長等の自宅に押し掛ける		15	-	14	0.4
店内で他の客の迷惑となる行為をする		15	-	17	-
事務所又は従業員の秘事を暴露すると言って脅す		15	-	15	0.2
その他・無回答		-	20.6	-	16.6

(注) 複数回答

### ●要求の口実

要求の口実は、前回同様「同和問題の知識(認識、研修)の不足」が最も割合が高く、次いで「単なる言いがかり、無理難題」、「一方的に差別と決めつける」の順となっており、上位3位の要求の口実に変化はみられない。

要求の口実

(%)

要求の口実	区分	H26.1		H21.1	
		順位	割合	順位	割合
同和問題の知識(認識、研修)の不足		1	39.2	1	40.7
単なる言いがかり・無理難題		2	26.0	2	23.9
一方的に差別であると決めつける		3	9.3	3	13.9
無断送付の機関紙等の処理に対するクレーム		4	5.4	5	3.7
工事に対する苦情		5	2.9	5	3.7
社員の不適切な言動		6	2.5	4	4.4
事務上のミス		7	2.0	8	1.0
交通事故の責任		8	-	9	0.8
商品に対する苦情		8	-	7	1.2
その他・無回答		-	28.4	-	30.1

(注) 複数回答

## えせ同和行為の実態⑤

### ●被害金額

要求1件当たりの被害金額は、依然として「1万円～10万円未満」が最も割合が高いが、前回調査に比して1.6ポイント減少した。

区分 被害金額	H26.1		H21.1	
	順位	構成比	順位	構成比
1万円未満	4	-	3	1.2
1万円～10万円未満	1	9.8	1	11.4
10万円～100万円未満	3	2.0	2	1.5
100万円～1,000万円未満	4	-	5	0.4
1,000万円以上	4	-	6	-
金額に換算できない	2	2.9	4	0.6
支払わなかった	-	68.1	-	69.7
無回答	-	17.2	-	15.1

(注) 複数回答



# 同和問題を正しく理解してえせ同和行為を排除しましょう

## ●同和問題とは

日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられてきました。これらの人々は、今なお、日常生活の上でいろいろな差別を受けることがあります。

これが、「同和問題」と言われるもので、我が国固有の人権問題です。

同和問題は、人間として幸せに生きる権利や自由(居住及び移転の自由、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、結婚の自由など)を、そこに生まれてきたというただそれだけの理由(本人には責任のないこと)によって侵害され、社会的不利益を受けてきた問題です。

## ●同和問題の現状と課題

この問題の解決のため、県では、昭和44(1969)年の「同和対策事業特別措置法」の施行以来、30年余りにわたって様々な特別施策を実施してきたことにより、同和地区を取り巻く状況は大きく改善されてきたことなどから、こうした特別対策は平成13(2001)年度末で終了しました。

平成24(2012)年度に県が実施した「人権に関する県民意識調査」では、同和地区や同和地区の人ということに気にしたり、意識したりする場合について尋ねたところ、「気にしたり、意識したりすることはない」という回答が53.0%と半数を占める一方で、「結婚するとき」を筆頭に、「不動産(家・土地など)を購入したり借りたりするとき」の順で、気にしたり意識するとした回答もありました。

近年、同和問題に係る差別発言や落書きは減少傾向にあるものの、依然として存在しており、最近では、インターネットの普及に伴い、匿名性を悪用した掲示板などへの差別の助長につながる悪質な書き込みなどが発生しています。こうした同和問題に対する正しい認識や理解が十分でないことなどを原因とした差別意識が依然として残っています。

このため、これまでの同和教育や人権教育、啓発活動で積み上げられてきた成果を踏まえて、差別意識の解消に向けた教育・啓発活動に引き続き取り組み、同和問題の早期解決を目指していくことが求められています。

# 組織としての対応の心得

## 基本的姿勢

私たちは同和問題への正しい理解と認識を深めるように努めるとともに、毅然とした態度でえせ同和行為に対処しなければなりません。

えせ同和行為に対する基本的姿勢は、違法・不当な要求は「断固として拒否する」ことです。

### ① 同和問題に対する正しい理解と認識を深める

同和問題に対する正しい理解と認識を深めることは、えせ同和行為を排除することにもつながります。

えせ同和行為の要求の口実としては、「同和問題の認識不足を突くこと」が最も多くなっており、毅然とした態度で対処するためにも、人権研修等を通じ、同和問題に対する正しい理解と認識を深めることが大切です。

### ② 組織全体で対応する

担当者だけを孤立させず組織全体で対応しましょう。担当者だけに責任を押し付けるようなことは最も避けるべきです。

いつでも同じ対応ができるよう、対応の方針をあらかじめ検討しておくことが大切です。

### ③ 要求内容を明確にする

要求内容の誤った解釈は、適正な対応をとれないことの原因になることが多いので、まず相手方が求めている内容が何であるかを的確に把握することが大切です。

### ④ 脅しを恐れない

えせ同和行為者は、その行為が刑事事件となることを恐れており、激しい言葉を発言しても実際に暴力行為に出ることはまずありません。万一、暴力的言動があった場合には、直ちに警察へ通報するとともに、弁護士へ相談して法的手続をとってください。

### ⑤ 安易な妥協はしない

その場しのぎの安易な妥協は、さらに付け込まれることとなります。えせ同和行為者は、刑事事件で摘発されないように金銭等の要求を直接的に表現せず「誠意をみせろ」、「善処しろ」等と執ように攻めてきますが、それに根負けして金銭を支払うなどの妥協をしてはいけません。毅然として対応してください。

## 《えせ同和行為に関する相談窓口》

えせ同和行為でお困りのことがありましたら、次の窓口にご相談ください。

- 高知地方法務局人権擁護課「みんなの人権110番」  
**0507-003-110**

- 高知県文化生活部人権課  
**088-823-9804**

- 高知県教育委員会事務局人権教育課  
**088-821-4932**

- (公財)高知県人権啓発センター  
**088-821-4681**

暴力的な言動があった場合には、次の窓口に連絡してください。

- (公財)暴力追放高知県民センター  
**088-871-0002**